

ID: 1001

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	発行手数料の徴収		
例規名 根拠条項	鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例 第2条第1項		
例規番号	平成15年鳥取県条例条例第71号		
<p>【根拠条文】 (利用者に対する発行手数料) 第2条 知事は、法第3条第6項の規定により電子証明書を発行したときは、同条第2項に規定する申請者から当該電子証明書に係る法第34条第4項に規定する発行手数料(以下「発行手数料」という。)を徴収する。</p> <p>2 知事は、前項の規定により徴収した発行手数料を法第34条第1項に規定する指定認証機関(以下「指定認証機関」という。)に納付しなければならない。</p> <p>3 知事は、法第34条第4項の規定に基づき発行手数料を指定認証機関の収入として收受させるものとする。</p> <p>4 発行手数料の額は、指定認証機関が行う法第3条第6項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等(法第17条第3項第3号に規定する電子計算機処理等をいう。以下同じ。)に要する費用を基礎として指定認証機関が定める。</p> <p>5 前項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、発行手数料の額について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 6 月 2 日	最終変更年月日	年 月 日